

# 学校における働き方改革取組方針【概要版】

平成 30 年 7 月 広島県教育委員会

## 取組方針策定の趣旨

平成 23 年 1 月に事務局内に業務改善プロジェクト・チームを設置し、学校の業務改善の取組を進めてきた結果、子供と向き合う時間の確保や長時間勤務の縮減に一定の成果が見られたものの、教員の長時間勤務の抜本的な解消には至っていない状況にあることから、こうした課題の解決に向け、本取組方針を策定し、県立学校における働き方改革を推進する。

## 目指す姿

本方針に基づいた取組を進めることにより、「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

また、教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

## 期間・目標

期間 平成 30 年度～平成 32 年度

目標・成果指標

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合 80%以上
- 時間外勤務が月 80 時間を超える教員 0 人（学校全体の長時間勤務も縮減）

## 取組の柱

次の4つの視点を柱として取組を推進

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

## 取組内容

### 1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) スクール・サポート・スタッフの配置
- (2) 校務支援システム等ICTの活用促進
- (3) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し
- (4) 研修の見直し等
- (5) 教材・指導案等の共有化
- (6) 支援が必要な子供・家庭への対応
- (7) 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

### 2 部活動指導に係る教員の負担軽減

- (1) 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底
- (2) 外部人材を活用した取組
- (3) 外部団体等との連携
- (4) 効果的な練習方法等の研修の実施

### 3 学校における組織マネジメントの確立

- (1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進
- (2) マネジメント研修の充実
- (3) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大
- (4) 連絡会議の開催

### 4 教職員の働き方に対する意識の醸成

- (1) 学校における勤務時間管理の徹底
- (2) 学校における定時退校日の推進
- (3) 一斉閉庁期間の設定
- (4) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

## フォローアップ等

### フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを実施する。

### 市町立学校に係る支援

市町教育委員会に対し、所管の学校における働き方改革の取組方針を策定するよう促すとともに、市町立学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。